

## Q&A

**Q:** なぜプラスチック製容器包装と製品プラスチックをまとめて出すのですか？  
モデル事業をする目的は？

**A:** プラスチック資源の収集量の拡大を目指して、まとめて出すことによる分別の分かりやすさと、効率的な収集・再資源化の仕組みを検討するために実施します。

**Q:** どのように出したらいいですか？

**A:** 『**その他プラ指定袋**』に、従来のプラスチック製容器包装と**製品プラスチック**をまとめて入れて、ごみステーションに出してください。

**Q:** どのようなプラスチックでも出していいですか？

**A:** プラスチックだけでできているもので、**一辺が50cm未満のプラスチック**を出してください。製品プラスチックには**プラマーク**はありますが、プラスチックだけでできているものであれば出すことができます。

**Q:** プラスチックだけでできているものかどうか判断できない場合はどうすればいいですか？

**A:** 電気式や機械式など内部に金属や電池類があると思われる場合は出さないでください。ご不明な場合は、施設整備課(☎0798-22-6601)までお問い合わせください。

**Q:** 出してはいけないプラスチックはどのようなものですか？

**A:** 金属や電池類などプラスチック以外のものを含んでいるものは出せません。**リチウムイオン電池等の充電式電池や灯油缶等の危険物は**収集運搬中や工場での選別作業中の火災の原因となりますので、**絶対に出さない**でください。

**Q:** 土がついたプランターや、シールなどが付いているものも出していいですか？

**A:** プラスチック以外の不純物が付着したままだと資源としてリサイクルすることができません。土などを落としてから出してください。ラベルやシールなど簡単にはがれるものはとってください。はがれにくいものは無理にはがさなくて結構です。

**Q:** 集めた製品プラスチックはどのようにリサイクルされるのですか？

**A:** 市の選別施設で選別を行ってから、リサイクル事業者でプラスチックの原料等に再資源化する予定です。

**Q:** モデル事業が終了した後も製品プラスチックを出してもいいですか？

**A:** 今回のモデル事業は表記している期間のみです。モデル事業終了後は、製品プラスチックは『**もやすごみ指定袋**』に入れて出してください。一辺が40cm以上の製品プラスチックは『**粗大ごみ**』でお申し込みください。

 西宮市からのお知らせ

# 浜甲子園1丁目・2丁目一部のみなさまへ

『製品プラスチック一括収集モデル事業』へのご協力をお願い

## プラスチック資源を一括収集する モデル事業を下記の期間実施します！

モデル事業実施期間

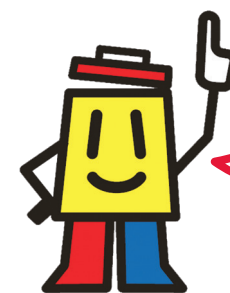
令和5年6月2日(金)～7月28日(金)

収集日: 毎週金曜日(その他プラ収集日)

8月1日(火)以降は『**その他プラ**』の品目だけお出してください。

モデル事業期間中の出し方

従来の『**その他プラ**』と新たに収集する『**製品プラスチック**』を『**その他プラ指定袋**』にまとめて入れて収集日に(毎週金曜日)に出してください。



【まとめて出せるプラスチック】

- **プラスチックだけでできているもの**  
金属やゴムの部分、電池などが含まれていないもの
- **一辺が50cm未満のもの**

お問い合わせ先

● 収集運搬に関すること

西宮市環境事業部美化企画課  
☎ 0798-35-8653

● プラスチックの処理に関すること

西宮市環境施設部施設整備課  
☎ 0798-22-6601

# プラスチック資源を一括収集するモデル事業にご協力をお願いします！

令和5年 6月 2日(金)・ 9(金)・ 16(金)・ 23(金)・ 30(金)  
7月 7日(金)・ 14(金)・ 21(金)・ 28(金)の合計9日間

従来の「その他プラ」と今回新たに回収する製品プラスチックを  
まとめて「その他プラ指定袋」に入れて出してください。

8月1日(火)以降は「その他プラ」の  
対象品目だけお出してください。

## 一括収集の対象となるプラスチック資源の一例

(プラスチック製品で金属部品や、電池などが含まれていないもの。また、一片の長さが50cm未満のもの)

### その他プラ



プラスチック製容器包装

### 製品プラスチック

(モデル期間中のみ新たに収集するもの)



文房具類・収納用品・洗面用具・台所用品など

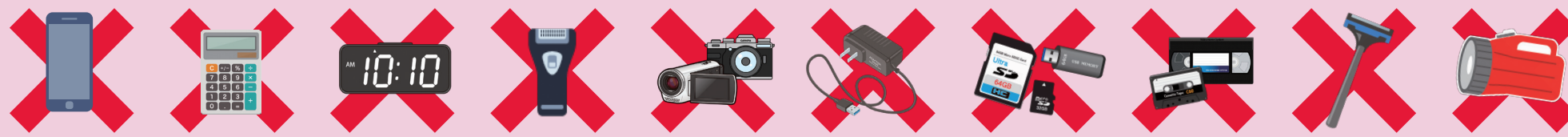


「その他プラ」の指定袋に  
まとめて入れて出してください。

## 一括収集できないものの一例

QR

使用済小型家電・モバイルバッテリーや小型複合製品で金属製部品を使用しているもの。



金属部品を使用しているものや、一辺が50cm以上のプラスチック製品は対象外です。

一辺が50cm以上の  
プラスチック製品

